



サステナビリティアクションの強化について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：坂井 辰史）は、世界各国の脱炭素化・ネットゼロ表明など気候変動への対応強化や、バリューチェーンでの環境・人権配慮の重要性増大などの社会環境の変化、さらには〈みずほ〉の戦略・取組状況、およびステークホルダーからの評価・期待を踏まえて、執行・監督で議論を重ね、機会・リスクの両面から、以下3点に対するサステナビリティアクションを強化しました。

1. 気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定の目標と整合するポートフォリオへの転換を明確化 ・ カーボンニュートラルに向けた当社グループのGHG削減目標を設定 ・ 移行リスクへの対応強化（エンゲージメントの拡大・炭素関連セクターのリスクコントロールの高度化等）
2. バリューチェーンにおける環境・社会リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境・社会に配慮した投融資の対応強化 ・ 責任ある調達への対応強化
3. サステナブルビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンゲージメントを起点としたソリューション提供の強化

1. 気候変動への対応強化

今般〈みずほ〉では、気候変動への対応強化として、(1)環境方針で2050年に向けた長期の目標・目指すべきゴールを明確化し、(2)当社グループの温室効果ガス(GHG)排出削減目標設定と(3)リスク管理強化を行いました。今後、目指すべきゴールに向けた具体的な道筋(パスウェイ)の明確化を進めていきます。

(1) パリ協定の目標と整合するポートフォリオへの転換を明確化（別紙1）

当社は昨年4月に「環境方針」を制定し、気候変動を含む環境への取り組みの機軸となる課題認識や具体的な行動、脱炭素社会の実現に向けた気候変動への取組姿勢を明確化し、グループ会社においても同様の方針を定め、一体で取り組みを実践してきました。

2021年4月には、気候変動への取組姿勢について、以下の点を明確化するため「環境方針」を改定しました。

- 2050年の脱炭素社会(温室効果ガス排出ネットゼロ)への貢献
- パリ協定の目的(気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する)の支持
- パリ協定の目標達成に向けた資金の流れをつくり、同目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図る

(2) カーボンニュートラルに向けた当社グループの GHG 排出削減目標を新たに設定

当社グループ¹の国内外の温室効果ガス排出量 (Scope1・2)² 目標

- 2030 年度までに 2019 年度比 35% 削減
- 2050 年度に向けて カーボンニュートラルを目指す

(3) 気候変動へのリスク管理の強化

A. 「気候変動にかかる社会変革の急激な進展」を「トップリスク」に選定

当社は、従来、「気候変動リスク」を「エマージングリスク」（顕在化は中長期的な時間軸であっても数年内に対応が求められる重大なリスク）と位置付け、関連指標の定期的なモニタリングを継続してきました。2021 年度は、政策や産業界の取り組みが急加速する中、対応の遅延や不十分な取り組みが経営に重大な影響を与えうるリスクと認識し、喫緊対応すべきものと位置づけを高め、「気候変動にかかる社会変革の急激な進展」を「トップリスク」に選定し、モニタリングを強化しています。

B. TCFD 提言に基づくシナリオ分析の対象範囲拡大

今回、以下の通り対象範囲を拡大しシナリオ分析を行っています。なお、分析方法・結果等の詳細は、今後 TCFD レポート 2021（6 月発行）で開示する予定です。

	前回	今回（下線が今拡充）
移行リスク： 分析対象セクター	電力ユーティリティ（国内） 石油・ガス、石炭（国内）	電力ユーティリティ（国内・海外） 石油・ガス、石炭（国内・海外） <u>自動車（国内・海外）</u>
物理的リスク： 分析対象	急性リスク （台風・豪雨による風水災のリスク）	<u>慢性リスク</u> （熱中症・感染症の増加リスク）

C. 移行リスクへの対応強化

(a) エンゲージメントの拡大

2019 年度のシナリオ分析結果³も踏まえて、2020 年度より、気候変動対応に関するお客さまとの建設的な対話（エンゲージメント）を強化しています。お客さまごとの課題やニーズを深く理解しソリューションを提供することで、ビジネス機会の捕捉とリスク管理の強化に繋がっています。

2020 年度には、リスク管理・責任ある投融資等の一環で、約 900 社のお客さまとのエンゲージメントを実施、うち大口与信先等の約 70 社においては 深度あるエンゲージメントを行いました。

¹ 対象：グループ 8 社（みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、みずほリサーチ&テクノロジーズ、アセットマネジメント One、みずほプライベートウェルスマネジメント、米州みずほ）

² Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼等）
Scope2：他者から供給された電気等の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

³ 2019 年度シナリオ分析結果：炭素関連セクター（国内）を対象に、現状の事業構造を転換しないシナリオ／事業構造転換を行うシナリオを用いて分析。事業構造転換を行うシナリオの方が、短期的な影響はあるものの中長期的には与信コストの増加を抑えられる（化石燃料依存事業からの脱却を推し進めた結果、業績後押し効果が期待される）ことを確認。詳細は TCFD レポート 2020 参照

	2019 年度	2020 年度
エンゲージメント実施社数	約 530 社	約 900 社 ⁴
対象先	「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」の対象セクターの与信先 (石油・ガス、石炭火力発電、石炭採掘、パームオイル、木材・紙パルプ等)	
うち深度あるエンゲージメント実施社数	約 30 社	約 70 社
対話内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象セクター毎に認識すべき環境・社会リスクに対する取組状況 ・ESG や気候変動に対するリスクと機会の認識 ・移行リスクの認識・対応計画(事業構造転換戦略等) ・CO2 排出量実績・中長期的削減計画 ・再生可能エネルギー事業や CO2 排出量削減に向けた技術開発等に関する資金調達計画 等 	

(b) 炭素関連セクターにおけるリスクコントロール（別紙 2）

2019 年度のシナリオ分析結果と 上記のエンゲージメント内容も踏まえ、お客さまが属するセクター、移行リスクへの対応状況の 2 軸でリスクを評価し、高リスク領域を特定しました。従来〈みずほ〉では、TCFD 提言の開示推奨項目である炭素関連セクター⁵ 向け信用エクスポージャー(Exp)集中度を開示していました。今後は高リスク領域の Exp をモニタリング指標とし、炭素関連セクター向け Exp と合わせて開示していきます。

高リスク領域に対しては、移行リスクへの有効な対応戦略の策定と実践状況の開示、またはより低リスクのセクターへの事業構造転換を促すべくエンゲージメントに取り組みます。一定の時間軸をおいてもなおエンゲージメントの効果が見られない場合には取引を慎重に検討します。これらを通じてリスクコントロールを強化し、中長期的に高リスク領域のエクスポージャーを削減していきます。

2021/3 末時点の 炭素関連セクター向け Exp	: 12.8 兆円	▶ うち高リスク領域の Exp : 1.8 兆円
Exp 総額に占める集中度	: 5.7%	

(c) 石炭火力発電所向け与信残高削減目標の見直し

2020 年度に設定した石炭火力発電所向け与信残高削減目標について、残高ゼロとする期限を 2050 年度から 2040 年度に前倒しました。

「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」に基づく 石炭火力発電所向け与信残高削減目標	
従来	見直し後
2030 年度までに 2019 年度比 50%に削減し、 2050 年度までに 残高ゼロとする	2030 年度までに 2019 年度比 50%に削減し、 2040 年度までに 残高ゼロとする

⁴ 石油・ガスセクターにおける対象先基準の見直し(与信残高 USD50M 以上 → 全与信先)、石炭採掘セクターの新規追加 等により、対象先拡大。2020 年度は、化石燃料関連・パームオイルセクターは全与信先が対象

⁵ 炭素関連セクター: TCFD 提言の定義 (GICS(世界産業分類基準)における「ユーティリティ」「エネルギー」が対象。但し水道、独立発電、再生可能エネルギー事業者は除く)に基づき分類

2. バリューチェーンにおける 環境・社会リスクへの対応強化

(1) 環境・社会に配慮した投融資（別紙3）

〈みずほ〉では、ステークホルダーからの期待・目線を踏まえ、投融資における環境・社会への配慮のため「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」を制定しています。今般、気候変動・生物多様性・人権の観点から、以下の通り対応を強化しました。

	今次改定内容 ⁶	今次改定で対応を強化する環境・社会リスク		
		気候変動 (GHG削減、森林(CO2吸収源)保全等)	生物多様性	人権 (労働問題、先住民保護等)
新設 セクター	移行リスク	○	-	-
	大規模水力発電	-	○	○
	大規模農園(大豆等)	○	○	○
厳格化 対応方針	石炭火力発電	○	-	-
	石炭採掘	○	-	-
	石油・ガス	○	○	○
	パームオイル	○	○	○

(2) 責任ある調達への対応

責任ある調達への取り組みを強化し、サプライヤーとともに持続可能な社会の発展に貢献していくため、今般「調達に関する取組方針」を新たに制定しました（別紙4）。コンプライアンス・情報管理（G）、人権尊重（S）、環境配慮（E）の観点から、調達に関する〈みずほ〉の基本的な考え方と、サプライヤーに対する期待事項を明確化しました。

今後、本方針に基づく調達を実践し、サプライヤーに対しても、事業活動におけるESGの取り組みを促すことで、サプライチェーンにおけるESGリスク管理を強化していきます。

3. サステナブルビジネス推進の強化

気候変動や少子高齢社会をはじめとしたサステナビリティ課題は、お客さまにとっても重要な事業環境の構造変化です。〈みずほ〉は、お客さまとのエンゲージメントを起点として、多様化するお客さまのSDGs/ESGに関するニーズに応え、金融・非金融両面から、積極的にソリューションを開発・提供しました。

主なサステナブルビジネス推進実績等
<ul style="list-style-type: none"> ● サステナブルファイナンス・環境ファイナンス⁷を通じ、SDGs達成に向けた資金流の創出に貢献 実績(速報値): 7.1兆円(うち環境 2.6兆円) (2019-2020年度累計) ● 多様化するお客さまのニーズに対応した新たなソリューションの開発・提供 <ul style="list-style-type: none"> - サステナビリティ・リンク・ボンド【本邦初】、トランジション・ローン【本邦初】の提供開始 - 中堅中小企業向け「SDGs推進サポートファイナンス」の提供開始 - 新たな運用商品「グローバル株式投信『愛称:未来の世界(ESG)』⁸」の提供開始 - プライベートデータ信託「未来への手紙」の提供開始 - サステナビリティに関する情報発信・コンサルティング提供の拡大

⁶ 改定内容の詳細については（別紙3）ご参照

⁷ 目標値：サステナブルファイナンス 25兆円(うち環境ファイナンス 12兆円)，2019-2030年度累計

⁸ 正式名称：グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし）

また、拡大するお客さまのニーズに迅速に対応していくため、サステナブルビジネスの企画・推進やリサーチ&コンサルティング知見を活用したサステナビリティ支援機能を拡充するとともに、グループ内の国内外連携を深めるなど、サステナブルビジネス推進体制を一層強化しました。

今後、顧客セグメント特性に応じたエンゲージメントをさらに強化し、お客さまとともにサステナビリティ戦略を考え、国内外における脱炭素社会への移行(トランジション)など、持続可能な社会の発展に積極的に取り組むことで、お客さまと〈みずほ〉の企業価値向上を目指していきます。(別紙5)

今後に向けて

こうしたグループ一体での取り組みが評価され、環境省が主催する第2回「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」において、みずほフィナンシャルグループが金賞(環境大臣賞)、みずほ証券が銅賞を受賞しました。⁹

これを励みに、持続可能な社会の実現に向けた取り組み(サステナビリティアクション)を引き続き強化していきます。

近々では、女性活躍をはじめとしたダイバーシティ&インクルージョンを一層加速するため、企業の重要意思決定機関に占める女性割合の向上を目指す「30% Club Japan」の趣旨に賛同し加盟する予定です。

〈みずほ〉は、今般のサステナビリティアクションの強化についてグループ各社の役職員に周知徹底し、お客さまにとって価値ある対話ができるようサステナビリティへの理解促進・浸透を図るとともに、各ステークホルダーとのコミュニケーションの強化に引き続き努めていきます。

また、情報開示の高度化にも注力し、今後、TCFD レポート 2021(6月予定)、統合報告書(7月予定)、ESG データブック(8月予定)、SASB Index(9月予定)などの開示を予定しています。

添付資料

- 【別紙1】環境方針 今次改定内容・全文
- 【別紙2】炭素関連セクターにおけるリスクコントロールの枠組み
- 【別紙3】環境・社会に配慮した投融資の取組方針の主な変更点・概要全文
- 【別紙4】調達に関する取組方針
- 【別紙5】サステナブルビジネスへの取組状況

⁹ 2021年2月24日付プレスリリース https://www.mizuho-fg.co.jp/release/20210224release_jp.html

「環境方針」の改定内容（下線 部分を追記）

7. 個別課題への取り組み

■ 気候変動への取り組み姿勢

〈みずほ〉は、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の1つであると認識しています。

一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、〈みずほ〉にとって、新たな事業機会をもたらすものであると考えています。

〈みずほ〉は、パリ協定の「気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する」という目的を支持しています。

以上を踏まえ、〈みずほ〉は、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年 を展望し、 の脱炭素社会（温室効果ガス排出ネットゼロ）の実現 や気候変動に対して強靱な社会の構築 に向けて、総合金融グループとしての役割を積極的に果たすため、以下の取り組みを行います。

- パリ協定における世界全体の平均気温上昇を抑制する目標達成に向けた資金の流れをつくり、同目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図っていきます。
- お客さまごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメント（建設的な対話）を積極的に行います。
- お客さまの気候変動対策、脱炭素への移行を支援するための金融商品・サービスを積極的に開発・提供します。
- 気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD提言のフレームワークを活用し、成長機会の取り込みやリスク管理を強化するとともに、進捗状況について透明性ある情報開示を行います。

（改定後全文は 次頁以降参照）

環境方針

1. 環境方針の位置づけ

〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」において環境に配慮して行動することを約束しています。この環境方針は、その行動の基盤となる課題認識と具体的な行動を示すものとして取締役会の決議を経て策定しており、株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ会社全てに適用されます。

2. 〈みずほ〉の課題認識

環境問題は多様化・複雑化し、地球規模での最も重要な課題のひとつです。

私たちの経済・産業・社会は自然資本¹と生態系から享受する様々な便益に支えられており、それらに影響を与える環境問題への取り組みは持続可能な社会の実現に向けての人類共通の責務と認識しています。

〈みずほ〉は、自らの事業活動が環境に対して直接・間接的に影響を及ぼす可能性があり、気候変動の緩和・適応、生物多様性への保全、循環型社会の形成といった環境への取り組みが企業としての存立と活動に必須の要件であることを認識しています。

〈みずほ〉は、グローバルかつ長期的な視点で機会とリスクを捉え、総合金融グループとしての機能と知見を活かして環境への取り組みを積極的に進めることで、企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

¹自然資本: 人々に一連の便益をもたらす再生可能および非再生可能な天然資源(例: 植物、動物、空気、水、土、鉱物)のストック

3. 事業活動を通じた取り組み

〈みずほ〉は、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、企業等の環境への取り組みを促進する金融商品やサービスの開発・提供を積極的に行うことで、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めます。

〈みずほ〉は、環境に配慮した投融資の取り組み方針を策定し、必要に応じて内容の見直しを行います。

みずほ銀行は、プロジェクト向け融資においてエクエーター原則²を遵守し、環境・社会面でのリスクを管理します。

みずほ信託銀行とアセットマネジメント One は、アセットマネジメント業務にあたり、ESG 課題に関する投資先企業との対話や運用委託先のモニタリング等を通じて、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任³を果たします。

4. 自社の環境負荷低減に向けた取り組み

〈みずほ〉は、自らの事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、汚染の防止・予防、グリーン調達等に取り組み、環境負荷低減に努めます。

5. ガバナンス・マネジメント体制

〈みずほ〉は、環境に関連する法令の遵守にとどまらず、持続可能な社会の実現に資する国内外のイニシアティブを支持し、各国・地域の枠組みと調和した取り組みを推進します。

〈みずほ〉は、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込み、適切なマネジメントに努めます。

みずほフィナンシャルグループは、持続可能な社会の実現に向け、着実な取り組み推進のための体制を整えます。具体的には、環境への取り組み状況等について、定期的に取り締り報告を行います。また、環境への取り組みに関する指標・目標を設定し、その進捗の定期的な評価・見直しを通じて、継続的な改善を図ります。

グループ会社は、各業態や規模に応じたガバナンス・マネジメント体制のもと、環境への取り組みを実践します。

〈みずほ〉は、この環境方針の遵守と着実な推進のため、役員および社員への啓発に努めます。

〈みずほ〉は、環境に関する取り組みについて適切かつ積極的な情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

² エクエーター原則: 民間金融機関が大規模な開発や建設を伴うプロジェクトに参加する場合に、当該プロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮して実施されることを確認するための枠組み

³ スチュワードシップ責任: 機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任

6. ステークホルダー・エンゲージメント

〈みずほ〉は、お客さま、サプライヤー、地域社会、行政等、多様なステークホルダーとのエンゲージメント（建設的な対話）を重視し、連携や協働を進めます。

7. 個別課題への取り組み

■気候変動への取り組み姿勢

〈みずほ〉は、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の1つであると認識しています。

一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、〈みずほ〉にとって、新たな事業機会をもたらすものであると考えています。

〈みずほ〉は、パリ協定の「気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する」という目的を支持しています。

以上を踏まえ、〈みずほ〉は、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年の脱炭素社会（温室効果ガス排出ネットゼロ）の実現や気候変動に対して強靱な社会の構築に向けて、総合金融グループとしての役割を積極的に果たすため、以下の取り組みを行います。

- ・ パリ協定における世界全体の平均気温上昇を抑制する目標達成に向けた資金の流れをつくり、同目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図っていきます。
- ・ お客さまごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメント（建設的な対話）を積極的に行います。
- ・ お客さまの気候変動対策、脱炭素への移行を支援するための金融商品・サービスを積極的に開発・提供します。
- ・ 気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD⁴提言のフレームワークを活用し、成長機会の取り込みやリスク管理を強化するとともに、進捗状況について透明性ある情報開示を行います。

(2021年4月 改定)

⁴ TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures) : 気候関連財務情報開示タスクフォース

リスク評価マッピング

			コーポレート与信		PF ^{*5}
			移行リスク対応状況 ^{*3}		
炭素関連セクター ^{*1 *2}			低水準 ^{*4}	高水準	
電力 (ユーティリティ)	発電	石炭火力			
		石油・ガス・その他			
	送配電				
資源 (エネルギー)	石炭	一般炭			
		原料炭			
	石油・ガス				

凡例: 高リスク領域

【エンゲージメントを起点とした 脱炭素社会への移行の支援】

- 〈みずほ〉は、お客さまとのエンゲージメント(建設的な対話)を起点として、課題・ニーズの深い理解に基づき、お客さまの気候変動対策・脱炭素社会への移行をサポートすべく、ファイナンス・コンサルティング等多様なソリューションの提供を通じ、お客さまの持続的な企業価値向上を支援していきます。

【炭素関連セクターにおけるリスク評価】

- 従来〈みずほ〉では、TCFD提言における開示推奨項目である、炭素関連セクター^{*2} への信用エクスポージャー(Exp)集中度を把握・開示していました。今般、19年度に実施したシナリオ分析の結果^{*6}も踏まえ、お客さまが属するセクター^{*1}、移行リスクへの対応状況^{*3}の2軸によりリスクを評価し、高リスク領域(左記)を特定しました。

(炭素関連セクターへの信用Exp 12.8兆円・総額に占める集中度 5.7%
このうち 高リスク領域の信用Exp 1.8兆円。(いずれも 2021/3末時点))

【高リスク領域への対応方針】

- 移行リスクへの有効な対応戦略の策定、または より低リスクのセクターへの事業構造転換を促すべくお客さまとのエンゲージメントに取り組みます。一定の時間軸をおいてもなおエンゲージメントの効果が認められない場合には取引を慎重に検討します。これらを通じてリスクコントロールを強化し、中長期的に高リスク領域のExpを削減していきます。

*1セクター: 企業の事業構成において、売上/電源構成が最も高いものに依り分類

*2 炭素関連セクター: TCFD提言の定義(GICS(世界産業分類基準)における「ユーティリティ」「エネルギー」が対象。但し水道、独立発電、再生可能エネルギー事業者は除く)に基づき分類

*3 移行リスク: 脱炭素社会への移行に伴い、広範囲に及ぶ政策・法務・技術・市場の変化が起きること起因するリスク

移行リスク対応状況: 取引先企業における移行リスクの対応状況について、開示情報・ヒアリング等を基に区分。定量目標・パリ協定との整合等 目標の十分性、達成手段・取組状況等の具体性、実績・客観性等を考慮

*4 対応状況 低水準: 移行リスクへの有効な対応戦略が確認できない場合

*5 PF: プロジェクトファイナンス向け与信

*6 TCFD提言に基づくシナリオ分析結果: 炭素関連セクター(国内)を対象に、現状の事業構造を転換しないシナリオ/事業構造転換を行うシナリオを用いて分析。事業構造転換を行うシナリオの方が、短期的な影響はあるものの 中長期的には与信コストの増加を抑えられる(化石燃料依存事業からの脱却を推し進めた結果 業績後押し効果が期待される)ことを確認。詳細はTCFDレポート2020参照

「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」の主な変更点

(改定後の概要全文は3ページ目以降参照)

項目	改定前	改定後
全般		
移行リスク セクター	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>セクターの追加</u> ・ 石炭火力発電、石油火力発電、ガス火力発電、石炭鉱業および石油・ガスを主たる事業とする企業は、脱炭素社会に向けた移行が適切になされない場合、移行リスクに晒される可能性あり ・ 〈みずほ〉は、気候変動に伴う移行リスクへの対応が進展するよう、取引先とエンゲージメントを行う。一定期間を経過しても、移行リスクへの対応に進捗がない取引先への投融資等は、慎重に取引判断を行う。なお、これらの取り組みにあたっては、パリ協定と統合的な各国のエネルギー政策における役割等も考慮する
特定セクター		
石炭 火力 発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭火力発電所の新規建設を資金使途とする投融資等を行わない (運用開始日以前に支援意思表明済みの案件は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>対応方針厳格化</u> ・ 石炭火力発電所の新規建設を資金使途とする投融資等を行わない(※) (※)「運用開始日以前に支援意思表明済みの案件を除く」を削除
石炭 採掘 (一般炭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mountain Top Removal(山頂除去)方式で行う炭鉱採掘事業への投融資等を行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>対応方針厳格化</u> ・ 新規の炭鉱採掘(一般炭)を資金使途とする投融資等を行わない ・ 既存の炭鉱採掘(一般炭)を資金使途とする案件については、パリ協定と統合的な方針を表明している国のエネルギー安定供給に資する案件に限り、慎重に検討の上、対応する可能性あり
石油・ ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に及ぼす影響および先住民民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>北極圏での開発や、オイルサンド、シェールオイル・ガス開発への対応方針厳格化(以下を追加)</u> ・ 北極圏での石油・ガス採掘事業、オイルサンド、シェールオイル・ガス事業を資金使途とする投融資等を行う場合は、適切な環境・社会リスク評価を実施
大規模 水力 発電	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>セクターの追加</u> ・ 環境に及ぼす影響および先住民民族や地域社会とのトラブル等に十分に注意を払い取引判断を行う ・ 大規模水力発電を資金使途とする投融資等については、取引先に Hydropower Sustainability Assessment Protocol に基づく環境・社会アセスメントを推奨

項目	改定前	改定後
大規模農園 (大豆等)	-	<p>■ <u>セクターの追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境や社会的課題への対応状況に十分に注意を払い取引判断を行う ・ 当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めていく
パームオイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能なパーム油の国際認証等の取得状況や、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行う ・ 取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促す ・ 社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しない ・ 当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めていく 	<p>■ <u>対応方針の厳格化</u></p> <p>(左記に加え、以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての農園に対し、RSPO認証取得を求めることとし、全ての農園に対するRSPO認証取得に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を要請する。RSPO認証の取得予定がない場合は、RSPO認証と同水準の対応と、対応状況にかかる定期的な報告を求める。充足に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を要請する

環境・社会に配慮した投融資の取組方針の概要

I. 環境・社会に配慮した投融資の取組方針（以下「本方針」）の考え方

- 企業には社会の持続可能な発展への貢献が期待されており、企業の決定や事業活動が社会および環境に及ぼす影響に対し、ステークホルダーの期待に配慮し、国際規範と整合した透明かつ倫理的な行動が求められています。
- 〈みずほ〉は、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、様々なステークホルダーの期待を踏まえて、活動基盤である社会との関わりにおいて責任を十分に果たす企業行動を実践し、社会・経済の持続的な発展と社会的課題の解決に貢献していきます。
- 気候変動や生物多様性保全を含む環境問題に対しても、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めていきます。
- 環境・社会的課題に対して適切な対応を行っている企業への資金提供や資金調達支援等（以下「投融資等」）の金融サービスの提供を行うことは、〈みずほ〉の社会的責任と公共的使命を果たすことに繋がる一方で、気候変動への対応、生物多様性保全、人権尊重をはじめとする環境・社会的課題を抱え、ステークホルダーの期待に配慮した適切な対応を行わない企業と取引することのリスクを認識しています。

II. 対象業務と運営方法

- 「セクター横断的に投融資等を禁止する対象」については、投融資等を禁止し、「セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象」ならびに「移行リスクセクターおよび特定セクターに対する取組方針」については、それらの「認識すべきリスク」を踏まえ、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引を判断します。
- また本方針に基づき、主要子会社においては、各セクターの特定の取引先に対して、ESG や気候変動に伴う機会とリスクについて、中長期的な課題認識の共有を目的としたエンゲージメントも実施します。

III. 本方針に関する具体的な対応

1. セクター横断的に投融資等を禁止する対象

〈みずほ〉では、以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、投融資等を行いません。

- ・ ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
- ・ ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業（当該国政府およびUNESCOから事前同意がある場合を除く）
- ・ ワシントン条約に違反する事業（各国の留保事項には配慮）
- ・ 児童労働・強制労働を行っている事業

2. セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象

〈みずほ〉では、以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、投融資等を検討する際には、リスク低減・回避に向け取引先の対応状況を確認し、慎重に取引判断を行います。

- ・ 先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業
- ・ 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業

3. 移行リスクセクターおよび特定セクターに対する取組方針

〈みずほ〉では、特に環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性の高さという観点から、以下のようなセクター等との取引においては、気候変動への対応や生物多様性保全、人権尊重をはじめとする環境・社会的課題に対する取引先の対応状況を確認した上で取引判断を行います。

(1) 移行リスクセクター

気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識しています。

石炭火力発電、石油火力発電、ガス火力発電、石炭鉱業および石油・ガスを主たる事業とする企業は、脱炭素社会に向けた移行が適切になされない場合、移行リスクに晒される可能性があります。

〈みずほ〉は、気候変動に伴う移行リスクへの対応が進展するよう、取引先とエンゲージメントを行います。一定期間を経過しても、移行リスクへの対応に進捗がない取引先への投融資等は、慎重に取引判断を行います。

なお、これらの取り組みにあたっては、パリ協定と整合的な各国のエネルギー政策における役割等も考慮します。

(2) 特定セクター

① 兵器

戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする投融資等は回避します。また、クラスター弾、対人地雷、生物化学兵器についてはその非人道性を踏まえ、資金使途に関わらず、これらを製造する企業に対する投融資等を行いません。

② 石炭火力発電

石炭火力発電は、他の発電方式対比温室効果ガス排出量が多く、硫黄酸化物・窒素酸化物等の有害物質を放出する等、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクを内包しています。

こうした点や移行リスクセクターに対する取組方針を踏まえ、石炭火力発電所の新規建設^{※1}を資金使途とする投融資等を行いません。

但し、当該国のエネルギー安定供給に必要不可欠であり、且つ、温室効果ガスの削減を実現するリプレースメント案件については慎重に検討の上、対応する可能性があります。

また、エネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な次世代技術の発展等、脱炭素社会への移行に向けた取り組みについては引き続き支援していきます。

③ 石炭採掘（一般炭）

石炭採掘（一般炭）は、適切に管理されない場合、炭鉱から排出される有害廃棄物による生態系への影響や炭鉱落盤事故による死傷者の発生等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあることを認識しています。また、採掘された石炭は、将来の火力発電所等での燃焼を通じた温室効果ガス排出量増加をもたらす可能性があります。

こうした点や移行リスクセクターに対する取組方針を踏まえ、新規の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする投融資等を行いません。

既存の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする案件については、パリ協定と統合的な方針を表明している国のエネルギー安定供給に資する案件に限り、慎重に検討の上、対応する可能性があります。

また、石炭採掘（一般炭）の事業を行う企業に投融資等を行う際には、上記のリスクへの対応状況に十分に注意を払い取引判断を行います。

④ 石油・ガス

石油・ガス採掘やパイプライン敷設は、石油・ガス流出事故による海洋・河川の

^{※1} 石炭火力発電所の新規建設には、既存発電所の拡張を含みます

汚染ならびに先住民族の人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあることを認識しています。そのため、投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

特に、北極圏（北緯66度33分以上の地域）は、希少生物の保護や先住民族の生活に配慮が必要な地域であること、また、オイルサンド、シェールオイル・ガスは、開発時の環境負荷が大きく、先住民族の人権侵害等のリスクがあることを認識しています。そのため、北極圏での石油・ガス採掘事業、オイルサンド、シェールオイル・ガス事業を資金用途とする投融資等を行う場合は、適切な環境・社会リスク評価を実施します。

⑤ 大規模水力発電

大規模水力発電所（出力25MW以上かつダムの高さが15m以上）は、建設に際し、河川流域における生態系への影響や生物多様性の毀損、先住民族・地域住民の移転等に伴う人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼし得るリスクがあることを認識しています。そのため、投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブル等に十分に注意を払い取引判断を行います。

また、大規模水力発電を資金用途とする投融資等については、取引先に対し Hydropower Sustainability Assessment Protocol に基づく環境・社会アセスメントを推奨します。

⑥ 大規模農園（大豆等）

大規模農園（大豆等）事業（10千ha以上）は、開発にあたって、天然林の伐採・焼き払いによる森林破壊や生物多様性の毀損等の環境問題、先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題が起こり得ることを認識しています。そのため、投融資等を行う際には、環境や社会的課題への対応状況に十分に注意を払い取引判断を行います。

加えて、当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation）等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC: Free, Prior and Informed Consent）の尊重を求めています。

⑦ パームオイル

パームオイルは人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題、天然林の伐採・焼き払いや

生物多様性の毀損などの環境問題が起こり得ることを認識しています。

〈みずほ〉は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可能なパーム油の国際認証等の取得状況や、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

具体的には、全ての農園に対し、RSPO認証取得を求めるとし、全ての農園に対するRSPO認証取得に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を要請します。RSPO認証の取得予定がない場合は、RSPO認証と同水準の対応と、対応状況にかかる定期的な報告を求めます。充足に期間を要する場合は、充足に向けた期限付きの計画策定を要請します。

取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しません。

加えて、当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めています。

⑧ 木材・紙パルプ

木材・紙パルプは人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題、天然林の伐採・焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題が起こり得ることを認識しています。

〈みずほ〉は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しません。

加えて、当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境・人権への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めています。

IV. 本方針に関するガバナンス等

1. ガバナンス

外部環境変化と本方針の運用結果を踏まえて、認識すべきリスクや対象となるセクター等の適切性・十分性について、経営会議や経営政策委員会等で定期的にレビューし、方針の見直しと運営の高度化を図ります。

今般の本方針の改定について、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、米州みずほは、本方針の運用体制を整備し、2021年6月1日より運用を開始します。

2. 教育・研修

〈みずほ〉は、役職員が環境・人権課題に対する理解を深めるための啓発・研修や、役職員が関連する規程や手続きを遵守するため教育研修・周知徹底に取り組めます。

3. ステークホルダー・コミュニケーション

〈みずほ〉は、本件取り組みにおいては、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを重視し、〈みずほ〉の取り組みが社会の常識と期待に沿うものとなるように努めます。

(2021年3月改定)

調達に関する取組方針

1. 調達に関する取組方針の位置づけ

〈みずほ〉の事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーの協力により支えられています。

〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」において、物品・サービスの購入やシステムの発注など(以下、調達活動といたします。)にかかるサプライヤーに対する基本姿勢を定めています。この調達に関する取組方針は、基本姿勢を踏まえ、責任ある調達活動を行うための具体的な行動を示すものとして策定し、株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ会社全てに適用されます。

2. 調達活動における基本的な考え方

〈みずほ〉は、責任ある調達活動と調達の最適化を進めることで、企業価値の向上を図るとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

(サプライヤーの公平・公正な決定)

- ・ 私たちは、品質、サービス内容などの利便性、価格、信頼性、法令等の遵守状況、情報管理体制、人権の尊重、環境への配慮の取り組み等を踏まえ、公平・公正にサプライヤーを決定します。

(法令・社会的規範の遵守)

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、常に社会的規範を念頭に置いて、高い自己規律のもとに調達活動を行います。
- ・ サプライヤーとは、健全かつ透明な関係を保ちます。そのため、サプライヤーとの間で、社会的規範に反するような接待や贈答の授受は行いません。

(人権の尊重・環境への配慮)

- ・ 調達活動における人権の尊重と、環境負荷低減に取り組みます。
- ・ サプライヤーに対しても、事業活動における人権の尊重や環境への配慮を促すよう努めます。

3. サプライヤーに対する期待事項

調達活動を通じ、〈みずほ〉とサプライヤーが、ともに持続可能な社会の発展に貢献し、ビジネスパートナーとして相互発展することを目指すため、以下の内容について理解と協力を期待します。

（法令・社会的規範の遵守）

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行すること。

（情報管理）

- ・ 個人情報の保護に関する法律および関係法令に基づき、事業活動を通じて取得した情報を厳格に管理すること。

（人権の尊重）

- ・ 事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、人権を尊重して企業活動を行うよう努めること。

（環境への配慮）

- ・ 事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、環境汚染の防止・予防、グリーン調達等の取り組みを実施し、環境負荷低減に努めること。

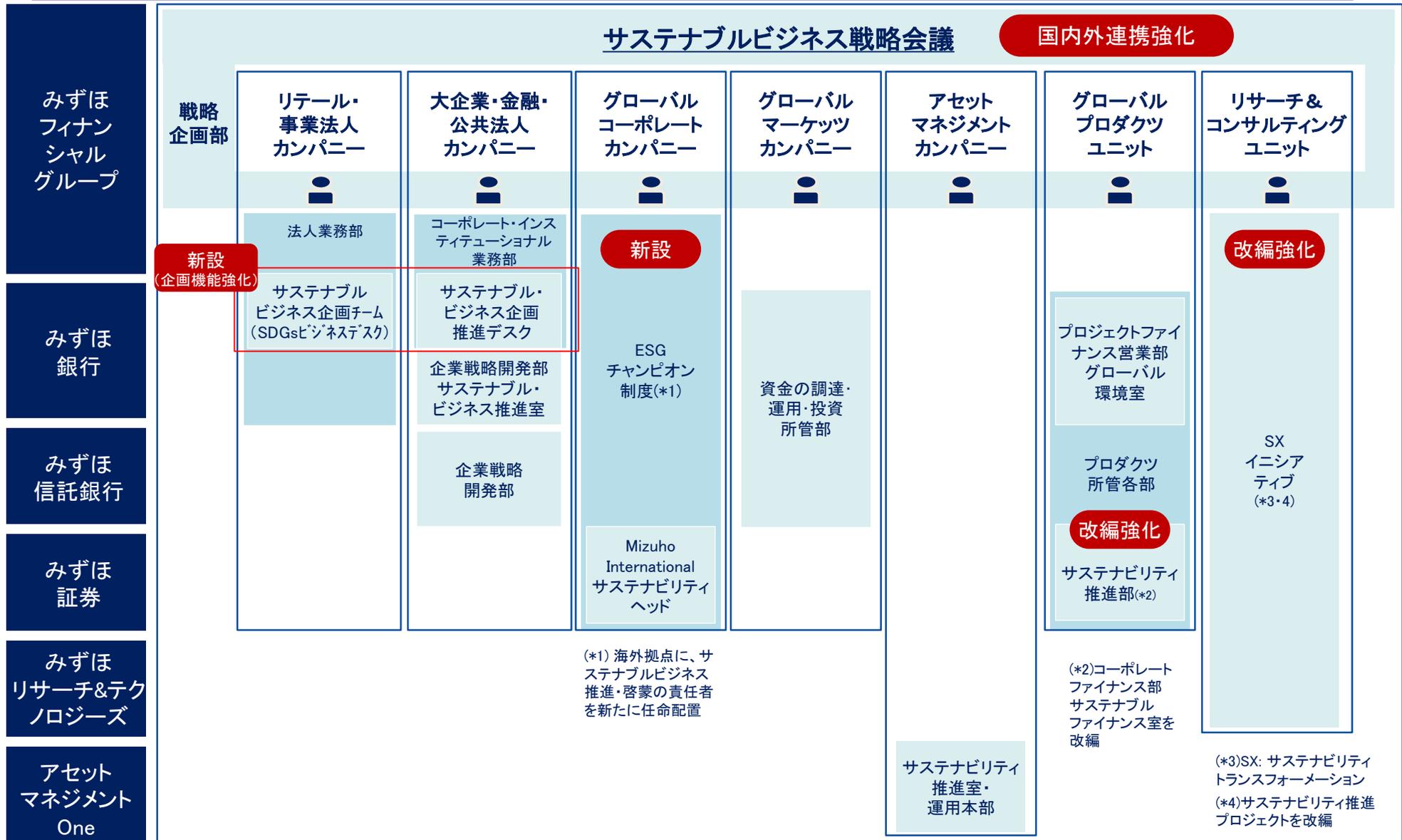
4. 運用

- ・ 〈みずほ〉は、主要なサプライヤーに対し、本取組方針を説明し、理解を求めます。
- ・ 本取組方針は、2021年7月1日より、運用を開始します。

（2021年3月決定）

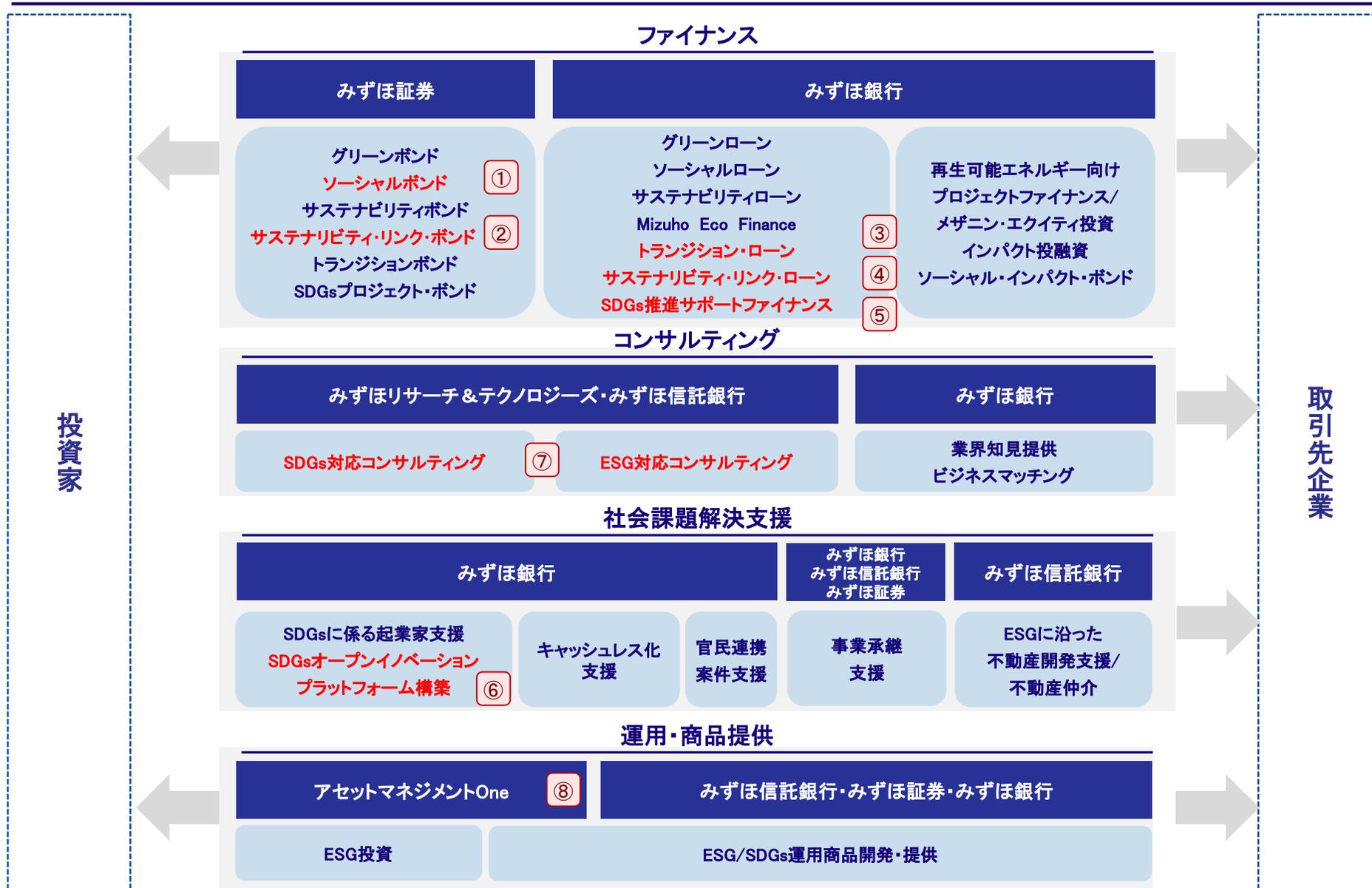
サステナブルビジネス推進体制

(2021年5月時点)



サステナビリティソリューションマッピング(法人)

赤字:新規性のある取り組み(詳細次頁)



サステナビリティソリューション 主要実績(20年度以降)(1/2)

ファイナンス関連

① ソーシャル・ハイブリッド・ボンド (2020年9月)

本邦初

新型コロナウイルス対策を含む、SDGsの取り組み支援

- 国内企業(ヘルスケア)に対し、SDGsの取り組みおよび財務基盤強化を支援するため、ソーシャル・ハイブリッド・ボンドを組成
- 新型コロナウイルス感染拡大への対策資金を資金用途に含む、ソーシャルボンド・フレームワークを策定
- 本邦初の公募ソーシャル・ハイブリッド・ボンド発行事例

② サステナビリティ・リンク・ボンド (2020年10月)

本邦初

お客さまの脱炭素化支援と、SDGs債市場の拡大に貢献

- 国内企業(不動産)に対し、本邦初のサステナビリティ・リンク・ボンド(ICMA(*1)原則準拠)を組成
- 野心的な目標(SPTs) (*2) 設定により、取引先の脱炭素化への取り組みをサポート
- 2020年度環境省モデル事業1号案件に認定

③ トランジション・ローン (2021年3月)

本邦初

脱炭素社会への移行に向けたトランジションファイナンス

- 国内企業(海運)に対し、次世代型環境対応LNG燃料自動車専用船の建造資金として、トランジション・ローンを組成
- クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(ICMA) (*1)、グリーンローン原則(LMA) (*3)に準拠したものとして、本邦初

④ サステナビリティ・リンク・ローン (2021年2月)

取り組み拡大

「海洋資源の保護」に向けた取り組み支援

- 海外企業(水産)に対するサステナビリティ・リンク・ニンジャローン (*4)を組成
- サプライチェーンにおける原料調達(水産資源)のトレーサビリティの強化につながるSPTs (*2)を設定、海洋資源の持続的な利用に向けた取り組みを支援

(*1) ICMA: 国際資本市場協会 (*2) SPTs: サステナビリティ・パフォーマンスターゲット (*3) LMA: 国際ローン市場協会

(*4) ニンジャローン: 在日金融機関による本邦投資家をメインの対象とした非日系・非居住者向けのコーポレートシンジケートローンのこと。「サムライローン」とも呼ばれる

サステナビリティソリューション 主要実績(20年度以降)(2/2)

中堅中小企業・イノベーション企業の取り組み支援強化

⑤ SDGs推進サポートファイナンス(2021年5月)

新商品

中堅中小企業のSDGs推進サポートの強化

- SDGsに取り組む中堅・中小企業を対象とした、ファイナンス提供とコンサルティング支援を組み合わせた新商品を組成
- 本商品を通じ、SDGsの重要性喚起や、推進状況の可視化・目標設定等を支援し、お客さまの目標達成に向けた対応の後押しを実施

⑥ SDGs × Tech Pitch イベント(2020年10月、2021年2月)

新たな取り組み

イノベーション企業の成長加速や、環境・社会課題へのイノベーションを後押し

- SDGs(環境・エネルギー、Fintechなど)をテーマにしたTech Pitch イベント(*5)を開催、イノベーション企業のネットワーク構築や機会創出を支援
- SDGsに興味・関心のある幅広い業界の大企業・中堅中小企業(延べ約100社)に向けて、イノベーション企業がピッチを実施

〈みずほ〉のサステナビリティ推進態勢強化

⑦ SXイニシアチブ(*6)(2020年12月)

態勢強化

グループ内のリサーチ・コンサルティングの知見統合による、サステナビリティ取り組み支援の拡充

- 非金融領域でのサステナビリティソリューションを強化するため、リサーチ・コンサルティング分野の知見を結集し、エンティティ横断の推進態勢”SXイニシアチブ”を始動
- お客さまのSDGs/ESG課題解決支援や情報発信を強化
-サステナビリティに関するコンサルティング件数: 436件
(2020年度 みずほリサーチ&テクノロジーズ新規対応案件)

⑧ Net Zero Asset Managers initiative(2020年12月)

本邦初

温室効果ガス排出のネットゼロを目指すイニシアティブに本邦資産運用会社で初めて参画

- アセットマネジメントOneが、温室効果ガス排出量のネット・ゼロを目指すグローバルの資産運用会社によるイニシアティブ(Net Zero Asset Managers initiative)に発足時から参画(本邦唯一)
- エンゲージメントを通じて投資先企業の脱炭素社会に対応したビジネスモデルへのトランジションを促進し、ネット・ゼロへの移行を促進

(*5) Pitchイベント: オープンイノベーションのため、スタートアップがアイデアや技術を外部にプレゼンするイベント (*6) SX: サステナビリティトランスフォーメーション